

官製ワーキングプア研究会 Report レポート

2019年11月 第29号

2019- 11



7回目となった大阪集会。非正規当事者、民間労働者、労組役員、研究者、弁護士など幅広いメンバーで構成される実行委員会は、4~5回の会議を重ねて開催している。公共サービスのあり方、公務公共労働者の処遇改善などを社会運動として進めようというコンセプトが軸になっている。また、滋賀県野洲市長や今回の大坂府箕面市長など首長を招いて意見交換しているのも特徴だ。（写真・文 白石孝）

目 次

特集：第7回なくそう！官製ワーキングプア大阪集会

(1)集会のあらまし	服部 貴子	2
(2)非正規相談員ミニシンポに参加して	藍野 美佳	4

特集：会計年度任用職員制度

(1)板橋区での交渉報告	高井由希子	6
(2)総務省が公営企業部門で調査	山下 弘之	7

社会政策学会で「相談支援業務と非正規公務員」が取り上げられる

上林 陽治 8

世田谷区立幼稚園事務偽装雇用事件（経過報告）

山本 志都 10

市民が読んだ（国公労連）「非正規公務員を差別しないで」

中野 昌子 12

この働き方おかしくない？～雇用によらない働き方を考え

川西 玲子 13

告知版、編集後記

白石 孝 14

10月14日　なくそう官製ワーキングプア集会 VOL7 in Osaka開催報告

服部 貴子

2019年10月14日（月・祝）大阪市天満橋のエルおおさかにおいて7回目になる官製ワーキングプア集会を開催した。開催前に大型台風が日本列島を襲い、大阪も暴風雨となった。集会を開催できるかどうか？実行委員のメンバーは、固唾をのんで回復を見守った。大阪は大きな被害がなく、集会当日は、台風一過のさわやかな秋晴れとなった。しかし、東京や千葉をはじめ東日本の広範囲で河川氾濫などの被害が多発。新幹線や飛行機のダイヤに乱れが生じ、遠くは北海道からも参加予定だった方が急なキャンセルとなるなど、非常に残念な事態となった。自然の驚異にどのように向き合い生きていくのか、地球温暖化に伴う災害対応についても考えさせられる一幕であった。

＜午前中は、3つの分科会が行われた＞

- ① 官製ワーキングプア入門講座（会計年度・法的位置の基礎）
- ② 会計年度任用制度への取り組みについて（条例化、待遇改善など）
- ③ 公共サービスと公共労働（臨時、非常勤、民間委託など）

特に今年は会計年度任用職員制度について知りたい、学びたいという参加者が多く、①と②の分科会では、2020年度からの制度導入に向けて、そもそもどんな中身であるか？懸念事項、課題の共有ができたと思う。③の公共サービスと労働は、学童保育指導員を中心とした雇用状況、単年度契約による民間委託の問題、福祉分野の慢性的な人材不足の課題についてなど、話題が尽きなかった。午前の分科会は合計95名が参加した。

＜午後は全体集会＞

1時間の昼食休憩後、全体集会を行なった。最初にイントロダクションとして集会の流れ（Part1～Part5）を実行委の小野順子が説明した。

Part 1では、闘いの現場からとして、リレー方式でトークを展開。大阪医科大に均等待遇を求めて裁判をしているMさんと官製ワーキングプア研究会白石理事長のトーク。Mさんより裁判に至るまでの経緯、実際に裁判をして大変だったこと

（裁判のことをよく知らなかつたから出来た）などユーモアを交えたトークとなり和やかな雰囲気で進んだ。

Mさんからは厚生労働省のホームページにある「正規雇用と非正規雇用の不合理な待遇差は禁止」のポスターについても解説があった。会場に拡大ポスターが掲示され、正社員との待遇格差の是正についても解説された。

Part2は、出版を通してセクハラ、パワハラといった不条理な職場環境を告発した高岡さんに登壇いただいた。こちらは実行委の服部貴子とトーク。高岡さんは、非正規の補助職員として、ある公的機関に20年以上も勤務したが、男性上司から様々なセクハラ被害やパワハラ被害に遭う。耐え切れず、所属先の長や組合に相談に行くが、親身に取り合ってもらえず、ついに雇止めとなった。

ならば、こうした不条理な働きを記録に残しておこうと、たった一人で自ら出版。出版にともなう反撃や嫌がらせについて聞くと、特になかった様子。むしろ、出版社のほうが「大丈夫なのか？」と心配していた。高岡さんは「反撃がある=相手は自分がセクハラやパワハラをしたと認めることになる。だから反撃されてもよかったのだが」との発言に、会場の皆が「なるほど」とうなづく一幕もあった。出版したことで国会図書館にもこの書籍は残り、証拠を残すにはインパクトがある手法であった。

非正規労働者の雇用問題については、組合などの組織を駆使した解決、Mさんのように裁判に持ち込む、そして高岡さんは出版を通して世論に訴えた。非正規雇用の問題に対し、様々な手段で戦っている仲間の発言は、大変勇気づけられるものであった。

Part3は、会計年度任用職員制度をめぐる5名のリレートーク。進行は京都のユニオンらくだ、ト部昌則が担当。一人目、ト部より会計年度任用職員をめぐる労使交渉について京都市の現状、あばけん神戸の動きとして「制度移行に伴い労働三権が侵害されている」とIL0に申し立てをしていることが報告された。2番目は、吹田市関連職労から吹田市の現状報告、3番目は、学校現場の状況

について教育合同労組から報告され、4番目は、大阪市の家庭児童相談員労組から大阪市の状況を報告、最後に京都市介護認定の委託による雇い止めについて市職労から報告された。近畿圏の主な自治体及び労組が、会計年度任用職員制度についてどのような動きをしているのか？現状を知ることができた。



Part4、毎年この集会では「非正規」「相談員」を切り口としたパネルディスカッションを行ってきた。行政窓口では、住民のいのちや暮らしに寄り添う非正規の相談員が多く存在している。その多くが女性であることから、今年はジェンダーや女性という考察も加えてパネルディスカッションを行った。

進行はジェンダー問題等で取材、記事を書かれている竹内絢さんにお願いし、DV相談員、生活困窮者自立支援相談員、家庭児童相談員の3名の相談員から現状をうかがいお話しいただいた。

窓口では、課題を抱える住民がやっとの思いで相談に来るケースも決して珍しくない。DV、虐待、多重債務、生活困窮など複合的な課題を抱えて相談に来るケースも多く、相談員は常に専門性が求められ、守秘義務を厳守しながらスピーディな対応も求められる。3名の相談員からは、「正規であっても非正規であっても救える命は救わねばならない」「どこかへつなぐにも自分自身が『ここなら大丈夫』という信頼関係が構築できる機関でないと住民を紹介できない」等、リアルな現場で人権重視の対応をされ、常にスキル向上のため努力されている様子がうかがえた。一方で、好きな仕事をだから非正規で相談員をやっているが、アルバイトしながらでないと生活は維持できない。もう少し待遇改善できないものか？といったジレンマ、切実な思いを訴えられた。

最後のPart5は、本集会今年の目玉企画である大阪府箕面市の倉田哲郎市長に登壇いただき、箕面市が目指す「任期の定めのない短時間勤務職員制度」についてお話をいただいた。詳細については、実行委員の小野順子に記載いただくのでここでは割愛するが、もはや非正規雇用職員がいなければ自治体業務は成り立たない。特に学校現場や医療、介護、保育、虐待相談、生活保護ケースワーカーといった対人援助の職種は、高い専門性を必要とし、庁内連携や他機関との包括的な支援も求められ、対応する職員は、切れ目のない継続雇用が望ましい。箕面市が今後どのように非正規雇用問題に向き合い、労働条件を変えていくのか？全国に先駆け新たな雇用制度構築に多いに期待を持ちたいと感じた。倉田市長は、お忙しいところお時間を頂戴し、本当にありがとうございました。

その後は、堺市で起こった学童保育指導員の採用拒否問題について、急きょ当事者からお話しいただき、採用拒否の状況を説明され解決に向けた協力を要請された。

最後は、龍谷大学名誉教授の脇田滋先生に総括コメントをいただき本集会は終了となった。脇田先生は、昨年ご逝去された森岡孝二先生の志を引き継ぎ、本集会に協賛をいただいているNPO法人働き方ASU-NET理事長も務められている。脇田先生の優しい語りとまとめでクロージングとなつた。

午後の部は149名が参加。集会全体でのべ244名の参加だった。特に午後の部は、想定以上の参加者が来られ、一部の方は立ち見となってしまい大変恐縮であった。会場で集めたカンパ金は36,119円。その他、各種書籍販売、大阪医科大訴訟応援のカップケーキ販売（完売）など、会場でご協力いただいた皆様、本当にありがとうございました。

こうして今年度も大阪集会は大盛況で終了。ご参加いただいた皆様に心より厚く御礼申し上げます。

*追悼

毎年この集会開催にご尽力をいただいていた大阪市公務公共労組の武久英紀さんが、今年9月にご逝去され、本集会を見届けることなく旅立たれた。いつも弱い立場の人に寄り添い、控えめで優しい笑顔だったことが印象に残っている。きっと天国で「今年もがんばれ」と応援してくださったことでしょう。心よりご冥福をお祈り申し上げます。武久さんありがとうございました。

官製ワーキングプア大阪に参加して

藍野 美佳

今回初めて、官製ワーキングプア大阪に参加させてもらいました。

地元である広島県竹原市で働きながら、自分の扱いに疑問を持ち、組合に加入して「自治研」に原稿を提出して活動をしていましたが「官製ワーキングプア」の存在は全く知りませんでした。知人の記者から教えてもらい、即座にメールをして白石さんと出会いこの度、参加をさせてもらいました。

事前の打ち合わせに1回参加しました。打ち合わせには多くの人が参加して、意見を言い、シンポジウムについての打ち合わせをして一人ひとりの皆さんの熱い思いを感じました。広島では経験する事のない風景でした。

そして大会当日、私が参加した分科会は「会計任用制度への取り組み・交流」では様々な地域での、取り組みの現状や交渉の方法・結果等の話を聞きました。その時の私が勤務している市の状況は、私たちの質問に対しての回答のみで、交渉のテーブルにさえついてない状況でした。

回答内容も他市町が、一時金2.6カ月で決定しているのに対して、竹原市は1.45カ月分で、年収では20万円のダウンでした。皆さんの発言を聞いていて、「怒っていいんだ!」「おかしいじゃないか!」と言っていいんだ、と改めて思い、行動に移す力を貰いました。

パネルディスカッションでは「住民の命と暮らしに寄り添う非正規相談員」として、竹内絢さんの進行で、大阪で家庭児童相談員をされて

いる西村聖子さん、ある近県の自治体で生活困窮者自立支援員をされている高橋さんと、婦人相談員の私とでディスカッションをしました。

竹内さんから「相談者が皆さん所に来るという事は、行政の最後の命綱を頼ってくる」という言葉そのもので、3人はそれぞれ対象者が違うけれど、相談者が求めているものは、健全で当たり前にあるべき「命」「暮らし」がままたらない、「助けて」という呼びは同じという事だと感じました。

また、地域や支援者が違う事で、受けられる支援に格差が生じてはいけない事、相談員が元気に支援するには、自分のケアも必要である。その一つに官製ワーキングプア運動のように、横の繋がりがモチベーションを保つこと、また支援するうえで、大きな強みになると改めて感じました。

私は官製ワーキングプア研究会やこの集会などを知り、大阪シンポジウムに参加して本当に大きな物を得ることが出来ました。引き続き繋がり続けていきたいと思いました。

<婦人相談員という仕事>

1956年（昭和31年）5月24日に売春防止法が成立した（翌57年4月1日施行）。婦人保護事業は、この法律に基づいて国の行政の中に位置づけられた。婦人相談所・婦人保護施設・婦人相談員の3本柱で構成されている。

発足当時の婦人相談員は、やがて廃止となる赤線・青線に女性を訪ね、廃業に伴う身の振り

方について相談にのっていた。女性たちは「病気の家族を養う為」「子どものミルク代の為」等、生活苦を原因とした理由で赤線・青線で働くがざる得ない女性が多くいたという。その様な課題を抱えた女性の自立のため、婦人相談員は女性たちを管理していた業者を相手に、前借金等の金銭賃借、荷物の引き取り等の交渉をしていたそうだ。

婦人相談員の尽力で売春から抜け出し、性の市場から解放された女性たちは、「婦人相談員のおかげで荷物を引き取る事が出来た」、「アパートを探してもらった」、「赤線がなくなって本当に良かった」と語ったそうだ。

その後は街頭に立つ女性（街娼）を検挙する法5条違反に代わり、売春を行う女性の発見・更生・自立の支援をする事が婦人相談員の主な仕事になった。そして現在、売春防止法・DV防止法・人身取引行動計画・ストーカー行為等の規制等に関する法律で多岐に渡る女性の人権に関わる事業に移り変わっていた。

あらゆる支援方法、法律、社会的資源等について網羅する必要がある。昔も今も変わっていないのは支援を必要とする女性は、複合的に様々な課題と抱えている。到底一人で解決する事は難しく、専門知識を得た人の支援が必要だ。支援するには法的根拠で設置されている婦人相談員が関わることで解決への道がシンプルでスムーズに、また当事者の負担を軽減しなければいけないと思っている。

現在の相談内容は、配偶者からの暴力の相談が多い。この相談に関しては、人の命・人生が大きく関わる。10人の相談者がいれば解決の着地点は10通りである。全てが同じである事はない。相談者の課題・心理的状況・タイミング・

暴力の内容等、すべて違う。

婦人相談員はあくまでも、支援者・伴走者であるという立ち位置を忘れてはいけない。婦人相談員の仕事には、専門職の位置づけは必要であるが、相談者に対しては「専門家は相談者自身・解決する力を持つのは相談者自身である」という気持ちを持ち支援しなければいけない。あくまでも「当事者枠組み」でなければいけない。決して「行政枠組み」ではいけないと思う。

婦人相談員にはこれだけの歴史がある。スキルが必要である。いちばん市民の近くにいて支援をしている。にも関わらず扱いがぞんざいであるのも事実である。私は、この仕事が出来るのも後、数年である。今は思いだけでこの仕事をしている。これからは相談者の課題はもっと複雑化・複数化していくと思う。これからを担う人材の確保も必要になる。その為には婦人相談員の待遇改善は必要不可欠と思うし、変わって欲しいと心から思う。

*一部引用：「女性支援の未来に向けて」

全国婦人相談員連絡協議会発行

＜参考図書紹介＞

◎朴元淳ソウル市長インタビューを収録『季刊自治と分権2019秋』(No77)。そのほかに「各国にみる公共サービス破壊」特集で、新自由主義のもとでの公共サービス破壊に立ち向かう公務労働者として、イギリス・韓国・アメリカ・日本の労組活動家のシンポを紹介している。

◎少し前に発刊しているが「非正規(非常勤)ケースワーカーは今」という特集を『季刊公的扶助研究』(2019.7、第254号)掲載。現場からの声が二人、当会理事上林が「生活保護行政の非正規化がもたらすリスク」を書いている。